

平成26年度 情報公開および個人情報保護制度の運用状況についてお知らせします

市では、市民の皆さんの市政参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を目的とした「情報公開制度」を実施しています。また、個人に関する情報を適正に取り扱うとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正などを求める手続きを定め、個人の権利利益の保護を図る「個人情報保護制度」を実施しています。

平成26年度における両制度の運用状況について、次のとおり公表します。

◎情報公開制度

平成26年度の情報公開の受付件数は18件でした。内訳は「請求」が3件、「申出」が15件です(表1参照)。また、請求(申出)の処理状況は、全部公開6件、部分公開11件、非公開1件でした(表3参照)。

●表1 「情報公開請求・申出の実施機関別件数」

実施機関	請求	申出	合計
市長	3	9	12
教育委員会	0	6	6
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
合計	3	15	18

請求＝情報公開制度実施(平成11年4月1日)以降に作成または取得した情報について請求権のある方(市民など)が行う開示の求め

申出＝平成11年3月31日以前に作成または取得した情報について開示の求め、または請求権のない方(市外の人など)からの開示の求め

●表4 「個人情報取扱業務の届出件数」

実施機関	届出件数
市長	435
教育委員会	121
選挙管理委員会	14
公平委員会	1
監査委員	1
農業委員会	16
固定資産評価審査委員会	1
議会	8
合計	597

◎社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴い、行田市個人情報保護条例の一部を改正しました。

▶問い合わせ 総務課文書管理担当(内線218)

●表2 「請求(申出)者の区分別件数」

請求(申出)者の区分	件数
市内に住所がある方	0
市内に事務所や事業所を持っている個人や法人、その他の団体	0
市内の事務所や事業所に勤務している方	0
市内の学校に在学している方	0
実施機関が行う事務事業に利害関係がある方	3
請求権者以外の方	15
合計	18

●表3 「情報公開請求(申出)の処理状況」

区分	受付件数	全部公開	部分公開	非公開	取り下げ	未処理
請求	3	1	2	0	0	0
申出	15	5	9	1	0	0
合計	18	6	11	1	0	0

◎個人情報保護制度

各実施機関の事務事業の執行に際し、総務課に届け出された個人情報取扱業務の件数は、平成26年度末で597件です(表4参照)。また、開示・訂正などの請求件数は4件でした(表5参照)。なお、個人情報取扱業務の概要は、市政情報コーナーで見ることができます。

●表5 「個人情報(自己情報)の開示請求・受付処理件数」

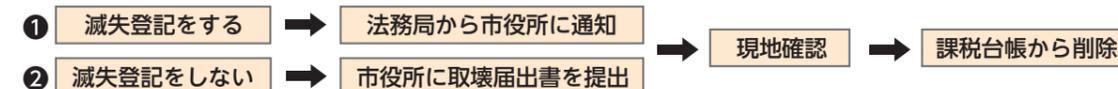
実施機関	受付件数	処理状況				
		全部開示	部分開示	不開示	取り下げ	未処理
市長	4	1	2	1	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	4	1	2	1	0	0

固定資産税に関するご案内

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿上の名義人に課税されます。

このため、売買などを行っていても、年内に所有権移転登記が済んでいない場合は、前の所有者に課税されますので、ご注意ください。また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

《登記家屋を取り壊した場合》



《未登記家屋を取り壊した場合》



これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取り壊しが確認できないことがあります。なお、「家屋取壊届出書」は税務課で配布する他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線234)

「障害者控除認定書」を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、これらの手帳の交付を受けていない方でも、申請に基づいて市が発行する「障害者控除認定書」により控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は、認定までに時間がかかりますのでお早めにご相談ください。

なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

▶対象 65歳以上の介護認定(要介護1～5)を受けている方で、要介護認定の状況により身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方

▶申請に必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑、申請者の身分を証明するもの(運転免許証など)

▶問い合わせ 高齢者福祉課介護認定担当(内線269)



ご利用ください コンビニ収納

これまで水道料金などの納付は、金融機関や郵便局、水道庁舎などに限られていましたが、11月からコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。これにより、日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付できます。

▶取り扱いのできる料金

行田市水道事業水道料金、下水道使用料、南河原地区簡易水道事業水道料金

※平成27年11月以降に発行された納付書に限りです。

▶コンビニで納付できない納付書

- ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
- ・1枚当たりの納付額が30万円を超える納付書
- ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書

▶コンビニで納付する際の注意点

- ・納期限を確かめて納付書をコンビニに持参し、現金で納付してください。
- ・納付すると領収証書が渡されますので、大切に保管してください。
- ・手数料はかかりません。

▶取り扱いコンビニ店舗

セーブオン、セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン他

※その他の取り扱い店舗は、納付書裏面を確認してください。

▶その他 水道料金などの納付には、便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

▶問い合わせ 水道課業務担当 ☎553-0131

